

旧教員住宅（土地付き）払下げ
募集案内書

申込受付期間

令和8年6月10日（水）～ 令和8年7月3日（金）

問い合わせ先

湧別町役場企画財政課企画財政グループ

電話：01586-2-5862

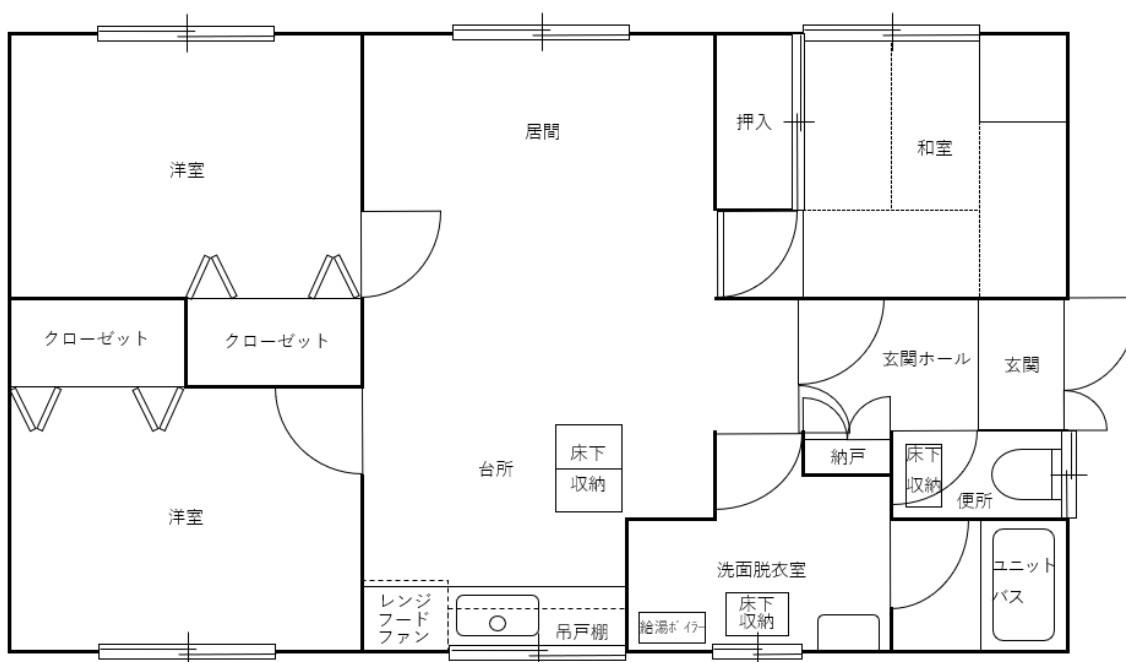
【物件の概要①】

名称	開盛旧教員住宅上31号	
所在地	湧別町開盛312番地7	
建物	構造	木造1階建(3LDK)
	床面積	69.56㎡(21.04坪)
	建築年	平成14年
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道接続済み ・浄化槽設置済み ・物置設置済み 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具は設置されておりません。 ・給湯ボイラーが設置してあります。 	

【建物写真】



【住宅図面】



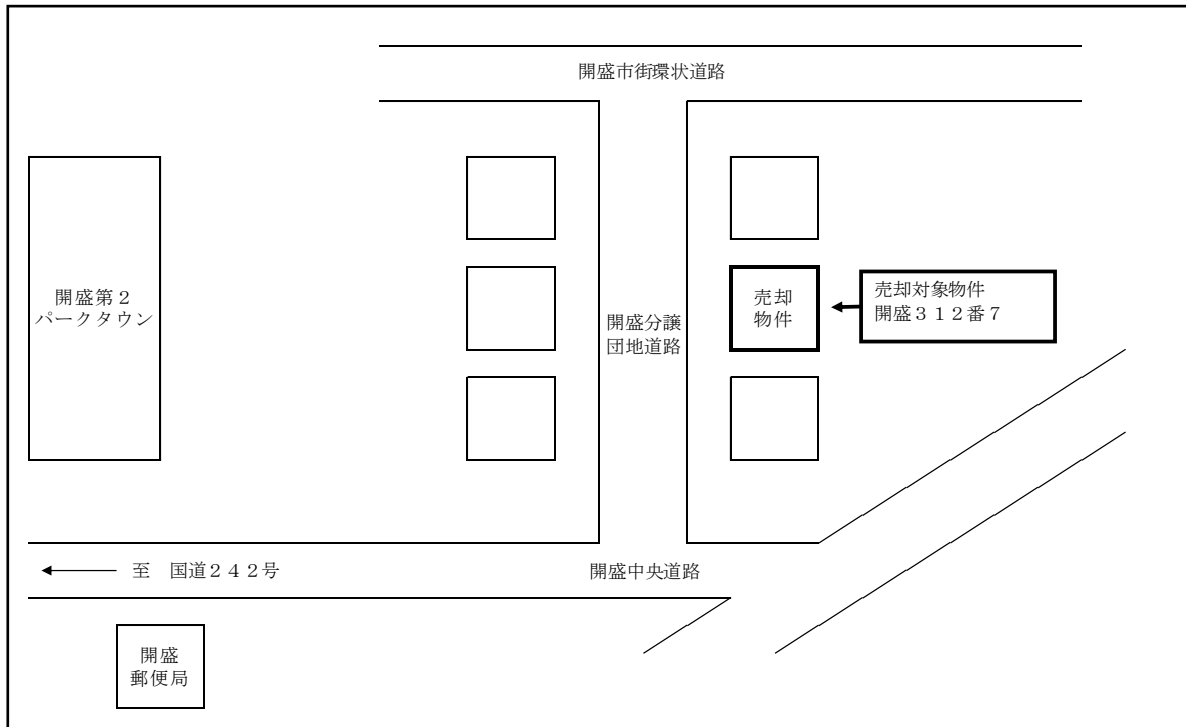
【物件の概要②】

名 称	町有地 1 筆
所在地	湧別町開盛 3 1 2 番地 7
土地面積	4 3 2. 0 0 m ² (1 3 0. 6 8 坪)

【売却地】



【物件位置図】



申し込みから登記完了まで

物件を購入する流れは以下のとおりです。

1 募集案内書を読む

- この募集案内書を最後まで読み、申し込み方法等を事前に確認してください。

2 物件を確認する

- 物件の概要等を読み、事前に現地の状況を確認してください。
なお、現状で売り払います。

3 申込書を提出する

- 申込書に必要事項を記入し、上湧別庁舎の役場企画財政課企画財政グループに提出してください。
- 申込書提出後、企画財政グループにおいて申込者の申込資格の審査を行います。
※申込者が申込資格を有していないと判断された場合には、申込却下の通知をいたします。

4 入札に参加する

- 指定する日時に入札を実施します。

5 契約を締結する

- 売買の決定通知書が届いたら、企画財政課企画財政グループまでお越しいただき契約を締結します。

申込受付期間

令和8年6月10日（水）

～

令和8年7月3日（金）

契約締結期限

「売買の決定について」の
発送日から7日以内

6 売買代金を納付する

- 町が発行する納入通知書又は銀行振込にて、売買代金を納めていただきます。

売買代金納入期限

契約締結後2ヶ月以内

7 所有権移転登記に必要な書類を提出する

- 売買代金を納入後、以下の書類を企画財政課企画財政グループに提出します。
 - 登録免許税分の収入印紙
 - 住民票（個人の場合）
 - 登記事項証明書（法人の場合）

8 登記済関係書類を受領する

- 所有権移転登記の完了後、企画財政課企画財政グループで登記済関係書類をお渡しします。

申し込み

1 申込資格

次の1、2、3の要件をいずれも満たし、4～15のいずれにも該当しない個人または法人

- 1 払下代金の支払いが可能な者
- 2 湧別町内に住所を有する個人もしくは法人。なお、外国人の方は、永住許可又は特別永住許可を受けているか、あるいは永住者としての在留資格があること
- 3 既存建物を住宅として使用する者。又は既存建物を取り壊し後、住宅を新築し住宅地として使用する者
- 4 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する湧別町職員
- 5 売買契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人）
- 6 破産者復権を得ていない者
- 7 湧別町に納税義務のある場合で、町税等を滞納している者
- 8 悪臭、騒音及び土壌汚染など著しく環境を損なうと予想されるもの、公序良俗に反するもの及び近隣の景観を著しく損なうと予見される建築物等を建てる者
- 9 過去の町の契約において、正当な理由がなく契約を締結しなかった者、又は契約内容を履行しなかった者で、当該事案後、2年を経過していない者
- 10 当該物件を5年以内に転売しようとする者
- 11 日本語が理解できない者
- 12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 13 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- 14 次のいずれかに該当するもの
 - A 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - B 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等である法人
 - C 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - D 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - E 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - F 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- 15 14のA～Fに該当する者の依頼を受けて申込に参加しようとする者

2 所有権の共有を希望される場合

申込書を連名で提出してください。

3 売払物件の現地確認

物件は必ず現地を確認してください。現状で売り払いします。

4 希望物件の資金計画

物件の概要の内容をよく把握していただき、資金計画を立ててください。契約日から2ヶ月以内に売買代金をお支払いいただくことになります。

5 申し込みに必要な書類

払下申込書（記入例参照）を提出してください。提出書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

6 申込方法

払下申込書を企画財政課企画財政グループまで持参してください。

7 申込受付期間

令和8年6月10日（水） ～ 令和8年7月3日（金）

- 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで
- 土日祝日を除く

8 申込先

〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場企画財政課企画財政グループ
電話番号 01586-2-5862

入札

1 入札日

入札（徴収方式）により、購入者を決定いたします。
実施日等は後日決定し、各申込者に通知いたします。

2 入札結果

入札終了後、落札者へ売買の決定通知書を送付いたします。

契約

1 契約者の決定

入札により契約者を決定いたします。

2 契約締結期限と契約場所

売買の決定通知書の発送日から7日以内に、企画財政課企画財政グループにお越しいただき、契約を締結します。

3 契約時に必要な持ち物

- 1 印鑑（印鑑登録印）
- 2 収入印紙

売買代金の納入

1 納入方法

湧別町が発行する納入通知書又は町が指定する金融機関への口座振込により、一括して納入いただきます。

2 納入期限

契約締結日から2ヶ月以内といたします。

所有権移転の登記等

1 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに町から契約者へ移転いたします。

2 物件の引き渡し

所有権移転の完了をもって、物件の引き渡しを行ったこととします。

3 所有権移転登記に必要な書類等

- 1 登録免許税(収入印紙)
- 2 住民票(個人の場合)
- 3 登記事項証明書(法人の場合)

4 所有権移転登記の登記済関係書類

上記の必要な書類を提出していただいた後、町が所有権移転の登記手続きを行います。登記が完了しましたら、関係書類を企画財政課企画財政グループでお渡しいたします。

なお、関係書類をお渡しする際に譲渡物件引渡書2部(1部は契約者控え)に押印いただく必要があることから、契約時にご使用いただいた印鑑をご持参ください。